

情報法の昨日，今日，明日

編集にあたって

橋本誠志 | 徳島文理大学

米国で国防上の安全向上のために、分散型コンピュータネットワークの実現を目指して1969年に構想されたARPANET：Advanced Research Project Agency NETworkが学術用ネットワーク(NSFNET：National Science Foundation NETwork)に転用を経て、1995年に民間移管されてから本年で28年が経過した。この間、インターネットは我々の生活の一部となり、コロナ禍での人々のコミュニケーションを支え、その利用形態・範囲は日々高度化・多様化している。インターネットは、情報発信者の裾野を広げ、我々の生活に対する影響力を格段に強めている。

このような情報の生産・流通・利用形態の多様化と高度化という変化の中で、情報を運用したり処理したりする方法や技術のありようは、社会の統制手段として最も強制力を有する規範である法がどのような価値原理を踏まえ、また、その論理技術を用いて情報にかかわる諸課題に取り組むべきか、という問題に大きな影響を受けてきた。多様な内容を持つ情報と法がさまざまな場面で関係するようになり、個々の場面を個別に取り上げて考察するアプローチと社会の情報化に伴い先端的な法的課題が生じてきたことに対応して、従来の法領域を横断して総合的・体系的に課題を捉える新たな法領域として「情報法」が提唱された¹⁾。

情報の運用や情報処理技術に関する個別の問題（たとえば知的財産権や誹謗中傷、プライバシー侵害と個人情報保護、ネット犯罪、そして情報システムと個人の関係など）は本会でも折に触れ取り上げられることがあるが、情報法が全体としてどのような変遷を遂げてきているのかという点は見過ごされることが多いように思われる。そこで、情報法全体を眺めて、これまでとこれからを少し長期的なスパンで捉えてみる機会が必要だと考えた。

本特集では各記事が扱う個別の問題を中心に、情報法の領域でこれまでに何が変わり、これから何が変わろうとしているかを俯瞰することで情報法のこれまでの発展過程、現在地、そして未来像を探ることを目的とする。各記事はそれぞれの問題について学界、実務をリードする研究者や実務者に執筆を依頼し、情報法の発展について理論的側面のみならず、行政や民間の実務者による記事も盛り込むようにした。分野は行政、標準化特許、AIをめぐる国際標準、通信メタデータと追跡、セキュリティ法制など多岐にわたる。各記事の概要を以下のとおり示す。

第1の記事は、一橋大学教授・寺田麻佑氏による「情報法と行政のデジタル化」である。情報法の進む中、情報法は多くの関連法の整備によっても進展している。その中には、行政のデジタル化の推進

もあり、また、デジタル化推進のためのデジタル庁の設置も行われている。このようなデジタル庁の設置と行政のデジタル化の進展から、情報法が包含する内容について、社会におけるインフラとしての行政手続も含めるようになったということが示される。本記事では、最近の法整備の中でも行政のデジタル化やデジタル庁による情報法の変化について論じる。

第2の記事は、明治大学教授・湯浅塾道氏による「統治過程と情報法」である。我々の暮らしは国家や自治体が国民や住民から徴収した租税を財源として、これをどう配分するかという問題に影響を受ける。この過程で選挙や情報公開などの機会に社会を統治する側とされる側との間でさまざまな情報が流通するようになる。「情報法」は当初のマスメディアに関する言論法制や行政部門での情報公開をその主眼にしていた。今日、サイバーセキュリティやインテリジェンスが重要性を帯び始めると、情報法も統治に関連した議論が行われるようになった。本記事では、統治過程と情報法の相互影響や相互関係について解説いただいた。

第3の記事は、国際大学 GLOCOM 客員研究員・楠正憲氏による「越境する部分社会、コードとガバナンスの未来」である。「コード」によって組み立てられた「アーキテクチャ」こそがサイバー空間での制約条件を規定するとした、憲法学者ローレンス・レッシング (Lawrence Lessig) による『CODE』の

初版が1999年に出版されて以降、各国でさまざまな情報関係の法制度が整備され、サイバー空間を取り巻く環境は大きく変化し、中でも「プラットフォーム事業者」のコードによる規律は、主権国家の法令よりも大きな影響を与えつつある。本記事では、グローバルなネットワーク上でのプラットフォーム事業者や分散型金融などのインフラを駆使して規制を潜脱する犯罪組織などが濫立する中で、近未来の「情報法」の在り方が議論されている。

第4の記事は、東京理科大学教授・平塚三好氏による「標準必須特許を巡るライセンス環境—ライセンス交渉の課題と円滑化への取り組み—」である。インターネットの利用が高度化・多様化するようになり、新たな技術やサービスの開発・適用を行う上でそれまでとは異なる業種に属する企業の特許を用いる必要性が増している。異業種間の標準必須特許についての世界的なライセンス紛争に我が国の多様な産業が巻き込まれるリスクに晒されていることから、ライセンス紛争への行政の対応策とライセンス環境が紹介されている。

第5の記事は Japan Business Counsell in Europe (JBCE) ポリシーマネージャー (基準認証) 男澤英貴氏による「AIの急速な進化と新たな欧州AI法規制—新たな規制における国際連携とルール形成の重要性—」である。欧州一般データ保護規則 (GDPR) のように、全世界に影響を与えるような国際的な基

準や規格はその重要性を高めている。本記事では、欧州のAI法案の進展を踏まえ、欧州の標準化戦略、AI規格の作成動向、今後の国際連携、ルール形成と標準化に関する動向について解説いただいた。

第6の記事はひかり総合法律事務所弁護士・板倉陽一郎氏による「個人情報保護法制のこれまでとこれから」である。個人情報保護をめぐる法制度は情報処理技術の進歩やマイナンバーなどの国内的な政策動向に加えて海外の法制度の動向に強い影響を受け、劇的な変動を遂げてきている。本記事では個人情報保護法制史の、最低限の結節点を踏まえつつ、①法制の全体構成、②対象となる情報、③本人の権利のトピックごとに個人情報保護法制のこれまでとこれからについて概説されている。

第7の記事は、明治大学教授・丸橋透氏による「通信メタデータによる追跡可能性の法制度—ディストピアに向かわないためには—」である。通信に関して生じたデータの属性を表現するメタデータの分析主体が捜査当局や諜報当局である場合のマス・サーベイランスの合法性が問題になる。本記事では、特定の民事手続や刑事手続の人定に用いられる通信メタデータについて、通信の追跡可能性に関する法制度を扱っている。

第8の記事は、新潟大学助教・須川賢洋氏による「セキュリティの観点から見た情報法の変遷と課題」で

ある。分野横断的な情報法の中でもセキュリティ法制の議論はさらに分野横断的なものになる。本記事では、セキュリティ法制を「組織セキュリティ」「パーソナルセキュリティ」「ナショナルセキュリティ」に分類してその変遷が解説されている。そして、「能動的サイバー防御 (Active Cyber Defense)」やサイバー開戦法規研究の必要性など、より脅威が増した今日における課題が提示されている。

第9の記事は、中央大学教授・小向太郎氏による、「情報法が目指すもの」である。これまでの議論を総括して、情報法を研究する意義として、対象を情報に当て、法律解釈や立法政策への理解を深めることで、より良い法制度の実現に寄与する可能性を挙げ、その成果を高める上で情報技術を始めたとした多様な分野とのコラボレーションが実現可能な本会での情報法研究の意義を強調している。

本特集掲載号は2023年最終号となる12月号である。1年の最後にこれまでの情報と法制度の関係の変遷と現在地を考えることで、情報処理の運用実務や情報技術の開発実務、学術研究などが抱える諸問題について、来る明日に向けての何かしらのヒントを本誌読者の皆さんに提供できれば幸いである。

参考文献

- 1) 山口いつ子：情報法の構造，東京大学出版会 (2010)。

(2023年9月18日)

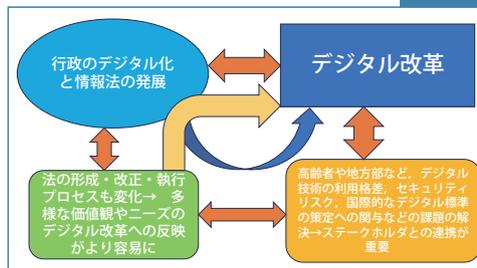


概要

1 情報法と行政のデジタル化

寺田麻佑 | 一橋大学大学院ソーシャルデータサイエンス研究科

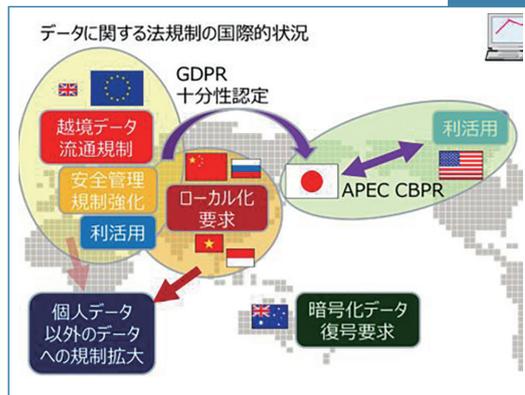
情報化が進む現代社会で、情報法は、さまざまな法の整備を経て発展している。特に、行政のデジタル化については、2021年に設立された「デジタル庁」がその象徴とされている。しかし、行政のデジタル化とともに、高齢者や地方部におけるデジタル技術の利用格差、セキュリティリスク、国際的なデジタル標準の策定への関与などの課題も生じている。日本の情報法と行政のデジタル化は、国内外の動きや技術的進化を背景に発展し、新しい課題を持つ先進的な分野である。また、法の形成や改正のプロセス、そして法の執行は、デジタル時代の変化に伴い進化しており、多くのステークホルダとの連携が重要になっている。



2 統治過程と情報法

湯浅壱道 | 明治大学

「情報法」という場合にはマスメディアに関連する法制度としての言論法を指す場合が多く、行政においても情報公開という場合の情報とは文書を指す場合がほとんどであったが、サイバーセキュリティやインテリジェンスなど、情報法は統治に関係ようになってきた。統治過程に関係する情報法のいくつかを抜き出し、統治過程と情報法との相互影響・相互関係について検討するとともに、その将来についての考察を試みる。



3 越境する部分社会，コードとガバナンスの未来

楠 正憲 | 国際大学 GLOCOM

インターネット上のグローバルなサービスが普及する中で、プラットフォーム事業者のコードによる規律が国家の法令にも増して影響力を持つようになった。DAOの試みはコードの限界を露呈したが、処理系の脆弱性やコミュニティの在り方次第で機能することも示唆した。LLMの応用はコードの可読性向上や法執行に貢献できる可能性がある反面、学習データや事後学習の透明性をはじめとした課題がある。国境を越える活動に対する実効性を持った法執行や契約の確実な履行を担保するためにコードの果たす役割が高まる中で、多様なステークホルダを巻き込んだ、新たなガバナンスを模索する必要があるのではないか。



概要

4 標準必須特許を巡るライセンス環境 —ライセンス交渉の課題と円滑化への取り組み—

応
般

平塚三好 | 東京理科大学 教養教育研究院

異業種間の標準必須特許の世界的なライセンス紛争により、今後も、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への行政の対応策を紹介しつつ、ライセンス環境を説明する。特に、ライセンス契約におけるFRAND条件によるライセンス交渉における誠実性に焦点をあて、交渉過程に関する当事者間での在り方について、解説する。

<ステップ1> 【SEP 権者】ライセンスオファー
<ステップ2> 【SEP 実施者】FRAND条件での契約締結の意思表示
<ステップ3> 【SEP 権者】具体的なライセンス条件の提示
<ステップ4> 【SEP 実施者】(対案の提示<ステップ3>のライセンス条件を受け入れない場合)

5 AIの急速な進化と新たな欧州AI法規制 —新たな規制における国際連携とルール形成の重要性—

応
般

男澤英貴 | 在欧日系ビジネス協議会/JBCE

AIの急速な進化は、情報化社会だけでなく国際社会にも多大な影響を与えており、この進展に伴いイノベーションの促進と効果的な活用のための規制策が検討されている。欧州委員会は、2021年にAI規則法案を提案し、法案成立の最終局面を迎えている。欧州一般データ保護規則(GDPR)が、全世界に影響を与えているように、国際的な基準や規格の重要性も高まっている。欧州のAI法案の進展を踏まえ、欧州の標準化戦略、AI規格の作成動向、今後の国際連携、ルール形成と標準化に関する動向について解説する。



6 個人情報保護法制のこれまでとこれから

基
般
JF

板倉陽一郎 | ひかり総合法律事務所

本稿は、個人情報保護法制史を6期に区分するとともに、法制の全体構成、対象となる情報、本人の権利という、個人情報保護制度の重要問題について、将来的な展望を述べたものである。法制の全体構成については、個人情報保護法制の一元化後も、国会や裁判所の個人情報の取扱いの問題が残っており、対象となる情報については、こどものデータの取扱いについて検討されるべきであるとともに、段階的な規律を維持することについて問題提起した。

本人の権利に関しては、プロファイリングや人工知能といった現代的な課題について、本当に対応できるのかという課題が見られる。やっと揺籃期に入ったと思われる個人情報保護法制には、「これから」の成熟が求められることになる。

第1期	部分的個人データ保護法制導入試行期 (地方における電子計算機条例の導入)
第2期	包括的個人データ保護法制導入試行期 (地方における総合的個人情報保護条例導入)
第3期	部分的個人データ保護法制導入完了期 (昭和63年法成立)
第4期	包括的個人データ保護法制導入完了期 (個人情報保護法成立)
第5期	個人データ保護法制再考期 (平成27年改正個人情報保護法成立)
第6期	統一的個人データ保護法制揺籃期 (令和3年改正個人情報保護法成立)

概要

7 通信メタデータによる追跡可能性の法制度 —ディストピアに向かわないためには—

応
般

丸橋 透 | 明治大学

ネット上の権利侵害や犯罪の発信元の追跡を可能とする（追跡可能性）ためには通信メタデータが保全または保持されている必要がある。プロバイダ責任制限法等の国内法およびサイバー犯罪条約やEUのe-evidence規則など追跡可能性を確保する手段が整備されつつあるが、通信メタデータのマス・サーヴェイランスや強制的保持制度などデジタル監視国家＝ディストピアに向かう、行き過ぎた制度は民主的な熟議の上で避けなければならない。

法制度とその事例	強制的データ保持		データ保全			
	米国 Patriot 法 215 条	EU データ保持指令・構成国のデータ保持法	サイバー犯罪条約	e-evidence 規則	日本の保全要請	発信者情報の仮処分/消去禁止命令
対象データ種別	通信メタデータ	通信メタデータ	すべてのデータ		通信履歴のみ	通信履歴
名宛人	通信事業者		データ保有者	プロバイダ	通信事業者他	プロバイダ
収集・保存態様	大量 (bulk) データ収集	全データの保持	対象データの保全 (消去禁止)			
収集・提出時期	データ生成後継続的		提出命令			開示判決・決定
データの利用目的	テロリスト対策		個別具体的な犯罪捜査における証拠			損害賠償請求他

8 セキュリティの観点から見た情報法の変遷と課題

基
般
Jr.

須川賢洋 | 新潟大学

情報セキュリティに関する法律は、(1) 電算機導入期、(2) インターネット普及期、そしてここ 10 年ほどの (3) セキュリティ重視政策期の 3 つの時期にそれぞれ大きな変遷を遂げている。またその法制度は、刑事法のみならず、知的財産法や不正競争防止法なども合わせて複合的にカバーしていることが特徴である。今後、能動的サイバー防御が可能な方向で法改正がされる予定であるが、重要インフラへのサイバー攻撃やサイバー戦を考慮して、よりセキュリティ対策を行いやすい法制度を研究する必要がある。

- 1985～1987年頃
— 電算化対応
- 1997～2000年頃
— ネットワーク対応
- 2011～現在
— セキュリティ強化

9 情報法が目指すもの

基
般
Jr.

小向太郎 | 中央大学国際情報学部

情報法という法律学の分野があることは、現在では広く認められている。しかし、情報法とは何なのかについて、共通の理解が確立しているわけではない。情報法という分野を研究することに意味が認められるのは、情報を対象とする法的な規律を研究する際に、情報に焦点を当てることで、法律の解釈や立法政策に関する理解が深まり、より良い法制度の実現に寄与する可能性があるからである。このような検討を行うためには技術的・社会的背景を踏まえた考察が不可欠である。情報法は、そもそも文理融合の研究分野である。有意義な成果を挙げるためには、情報技術を始めとする多様な分野とのコラボレーションが重要であり、本会において情報法研究を行う意義もそこにある。

情報化の促進	必要な法制度上の取り組み
① 政府による情報利用の促進	国民の行政ニーズに応えるシステムの導入やシステム統一の推進に向けた制度整備
② 情報化阻害法制の解消	書面や対面が義務付けられていることにより情報化を阻害している制度の適正な見直し
③ 情報化の基盤となるルール	知的財産や個人情報の保護、被害者の救済のためのルール整備、技術標準の策定など